**資料３－２**

![MC900228497[1]]()

**～これからも安心して暮らしていくために～**

成年後見制度利用ガイドブック

![MC900228497[1]]()

日　光　市

健康福祉部　社会福祉課・高齢福祉課

**１　成年後見制度とは？**

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する　　　制度です。

　現在の判断能力の違いによって、「法定後見制度」と「任意後見制度」の２種類があります。

**本人の判断能力が不十分になってから　　　　　　　　　　　 ☞**４～８ページへ

**本人の判断能力が不十分になる前に**

**将来に備えておく　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ☞**９ページへ

※他に、成年後見制度ではありませんが、判断能力が低下している人を対象とした、

**『日常生活自立支援事業』(12ﾍﾟｰｼﾞ)**もあります。詳しくは、社会福祉協議会へお問い合わせください。

**法定後見制度**

**任意後見制度**

**２　判断能力と制度**

判断能力

　 高い　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 低い

|  |  |
| --- | --- |
| **任意後見制度**任意後見契約の締結 | **→**判断能力が低下したら家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立て　　 |
|  |
| **法 定 後 見 制 度** |
| **補助** | **保佐** | **後見** |
|  | **日常生活自立支援事業** |  |

**３　成年後見制度の利用対象者**

****認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない方　が対象です。全国統計での開始原因別割合は、次のとおりとなっています。

|  |  |
| --- | --- |
| 認知症 | ６３．３％ |
| 知的障がい | ９．７％ |
| 統合失調症 | ８．９％ |
| 高次脳機能障害（脳卒中等の病気や事故の脳外傷など） | ４．５％ |
| 遷延性意識障害（重度の昏睡状態） | １．０％ |
| その他（発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる） | １２．５％ |

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（平成31年1月～令和元年12月）」より

**４　申立ての動機**

全国統計での申立ての動機別件数は、次のとおりとなっています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　預貯金等の管理・解約 | 30,405件 | ５　相続手続 | 5,958件 |
| ２　身上保護 | 16,357件 | ６　保険金受取 | 2,986件 |
| ３　介護保険契約 | 7,906件 | ７　訴訟手続等 | 1,883件 |
| ４　不動産の処分 | 6,920件 | ８　その他 | 2,561件 |

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（平成31年1月～令和元年12月）」より

**❀　相談をする時にあるとよい本人情報　❀**

①　本人の生活の場所　　□ 自宅　　□ 施設　　□　病院

　　　　　　　　　　　　　　　　　施設・病院の名称

②　福祉に関する認定の有無（該当する場合は持参）

□　介護保険被保険者証（介護認定　□　有（介護度： 　　　　）　□　無）

□　療育手帳・愛の手帳

□　精神障害者保健福祉手帳

□　身体障害者手帳

□　障がい福祉サービス受給者証（支援区分：　　　　　　）

③　利用している介護サービス、障がい福祉サービス、その他の福祉サービスの内容など

④　収入月額（年金、給料など）、預金通帳

⑤　財産の有無

　　□　預貯金　　□　有価証券（株式、投資信託など）　　□　生命保険・損害保険等

　□　不動産（土地・建物）　　□　自動車　　□　債権（貸付金、損害賠償金など）

　□　負債（住宅ローン、カードローンなど）

**![MC900355103[1]]()![MC900355103[1]]()![MC900355103[1]]()**

**成年後見制度を利用するにあたり、ご本人の判断能力が低下しているために**

**困っていることや支援が必要なことはありますか？**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **ﾁｪｯｸ****✔** | **困りごと・支援が必要なこと** | 時期 |
|  | ①　預貯金等の払い出しや解約ができない。 | 現在・将来 |
|  | ②　保険金の受け取りができない。 | 現在・将来 |
|  | ③　お金のやりくりができない。商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない。 | 現在・将来 |
|  | ④　滞納、未払いがある。（公共料金、税金、介護・福祉サービス利用料、その他借金など） | 現在・将来 |
|  | ⑤　１人ではお金の出し入れが不安。通帳・印鑑を紛失してしまう。 | 現在・将来 |
|  | ⑥　悪徳業者にだまされる恐れがある、または過去にだまされたことがある。 | 現在・将来 |
|  | ⑦　診療・入院契約が進まない。 | 現在・将来 |
|  | ⑧　施設入所、介護・福祉サービスの利用契約が進まない。 | 現在・将来 |
|  | ⑨　暮らしのサービスや介護サービス、障がい福祉サービスを利用したいが、方法が分からない。 | 現在・将来 |
|  | ⑩　市役所からの通知や年金などの通知が届いても、書類の手続きができない。 | 現在・将来 |
|  | ⑪　遺産分割協議などの相続手続きができない。 | 現在・将来 |
|  | ⑫　不動産の処分（売却、賃貸、抵当権設定等）の必要がある。 | 現在・将来 |
|  | ⑬　管理すべき財産が多額である。 | 現在・将来 |
|  | ⑭　知的障がい・精神障がいの子どもに対する、親亡き後のことが不安である。 | 現在・将来 |
|  | ⑮　本人に身寄りがいない、または身寄りがいても疎遠であったり協力を得ることが困難であるため、将来にわたって支えとなる人が必要である。 | 現在・将来 |

**５　援助者（成年後見人、保佐人、補助人）の仕事**

以下、援助者を成年後見人等といいます

**このような人たちが家庭裁判所で成年後見人等に選ばれています**



**親族**　　　　　　　　　　　　　**専門職**　　　　　　　　　　　**法人**

（親・子・配偶者・兄弟など）　（弁護士、司法書士、社会福祉士など）　（社会福祉協議会など）

**役割**　本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって

|  |  |
| --- | --- |
| 財産管理 | 本人の財産の維持・管理 |
| 身上保護 | 生活に関する手配、療養・介護の手配など |

財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援します。

****

**仕事**

**本人の財産を管理する**

本人の預貯金通帳などを管理し、　収入や支出の記録を残します。

収入(年金、給付等)の受領や支払（福祉ｻｰﾋﾞｽ料、公共料金、保険料、税金等）及び諸手続きを行います。

**計画を立てる**

本人の生活の状況や財産を調べ、本人に　合った生活のしかたやお金をどう使っていくかなどを考えます。

**本人に代わって契約を結ぶ**

介護・福祉サービスの利用、病院への入院、施設への入所、家の修繕、不動産の売却など必要な契約や手続きを行います。

****

**家庭裁判所に報告する**

家庭裁判所に、成年後見人等として行った仕事の報告をし、必要な指示等を受けます。

**お金のトラブルから守る**

本人が悪質業者にだまされて、必要のないものを買わされるなどのトラブルに巻き込まれた場合には、その契約を取り消すことができます。

****

**×成年後見人等の仕事に含まれないこと**

①医療行為を同意すること

　②保証人や身元引受人になること

③食事の世話や介護などを直接行うこと

④婚姻、離婚、養子縁組・離縁、認知の代理、遺言の作成

**×成年後見人等になれない人（欠格事由）**

①未成年者　　②成年後見人等を解任された人　　③破産者で復権していない人

④本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者または親子　　⑤行方不明である人

成年後見人等は、本人の利益のために、本人の財産を適切に維持し管理する義務を負っています。

成年後見人等が本人の財産を投機的に運用することや、自らのために使用すること、親族などに

贈与・貸付けをすることなどは、原則として認められません。

|  |
| --- |
| **法　定　後　見　制　度** |

**“本人の判断能力が不十分になった後に”本人や親族などの申立てによって家庭裁判所で選ばれた成年後見人（保佐人、補助人）が本人を支援する制度です。**

**判断能力の程度により、補助、保佐、後見の３つの制度があります。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 類型 |  |  |  |
| 対象となる方（本人） | 判断能力が不十分な方例えば…日常的な買い物は問題なくでき、高額な買い物はできるが不安があり、誰かの支援があった方が安心な方 | 判断能力が著しく不十分な方例えば…日常的な買い物は問題なくできるが、高額な買い物には誰かの支援があった方がよい | 判断能力が欠けているのが通常の状態の方例えば…日常的な買い物も難しい方 |
| 被補助人 | 被保佐人 | 成年被後見人 |
| 支援する人 | 補助人 | 保佐人 | 成年後見人 |
| 監督する人 | 補助監督人 | 保佐監督人 | 成年後見監督人 |
| 成年後見人等が同意または取り消すことができる行為（同意権・取消権） | 申立ての範囲内で裁判所が定めた特定の法律行為（民法13条1項の一部）※日常生活に関する行為（日用品の購入など）を除く※本人の同意が必要 | 民法13条1項で定められた行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など） | 原則として全ての法律行為※日常生活に関する行為を除く |
| 申立てにより裁判所が定める行為 ※本人の同意が必要※日常生活に関する行為を除　　く |
| 成年後見人等に与えられる代理権 | 申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為※本人の同意が必要 | 財産に関する全ての法律行為 |
| 本人の資格などの制限(令和元年6月法律改正) | ― | 187法律における欠格条項を見直し、医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失う等の欠格条項が削除され、個別審査規定を整備しました。 |

✿**同意権・取消権**

同意権は、本人が重要な法律行為を行う際に、その内容が本人に不利益がないかを検討し、問題がない場合は成年後見人等が同意をする権限です。取消権は、本人が成年後見人等の同意を得ずに行った重要な法律行為（日常生活に関する行為を除く）を無効なものとして取り消す権限です。

✿**代理権**

　　　本人に代わって契約などの法律行為ができる権限です。例えば預貯金の払い戻し・解約、不動産の処分、遺産相続、病院や施設への入退所手続などを代理できます。

✿本人の居住用不動産の処分(売却、賃貸、抵当権設定等)については、家庭裁判所の許可が必要です。

**『法定後見制度』の利用手続の流れ**

**１　申立て準備（１か月～２か月）**

|  |  |
| --- | --- |
| **(1)申立人を決める**※申立人とは家庭裁判所へ手続きをする人です。 | **申立てをすることができる人**　**…本人・配偶者・四親等内の親族など**※四親等内の親族は、８ページをご覧ください。　※身寄りがないなど申立てができる親族がいない場合は、日光市長が申立てをすることができます。 |
| **(2)成年後見人等の****候補者を検討する**※候補者がいない場合は、家庭裁判所に一任することもできます。 | **親族、　専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）、****法人（社会福祉協議会、NPO法人など）**※複数選ぶことも可 |
| 【注意！】・申立人が挙げた候補者が必ず選任されるとは限りません。家庭裁判所が本人の心身の状態、生活及び財産の状況、候補者と本人との利害関係の有無、本人の意向などの事情を総合して選任します。・誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断に対する　不服申立てをすることはできません。 |
| **(3)必要な書類を用意****する**※詳しくは家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。※③～⑥は申立日から　３か月以内に作成・発行されたものを提出します。 | ①申立書　一式 |  |
| ②本人情報シート | 本人の生活状況を知る福祉関係者が作成します。 |
| ③診断書（成年後見用） | ②の本人情報シートを添付して、医師に依頼します。 |
| ④戸籍謄本（本人、申立人）　 | 本籍地の市区町村役場へ |
| ⑤住民票（または戸籍附票）（本人、成年後見人等候補者） | 住所登録地の市区町村役場へ（戸籍附票は本籍地へ） |
| ⑥登記されていないことの証明書（本人） | 窓口申請…宇都宮地方法務局郵送申請…東京法務局 |
| ⑦その他、財産目録や収支予定表などの添付書類 |
| **(4)申立てに関連する****費用** | ・上記③～⑦の取得費用・申立手数料(収入印紙)　８００円 ※保佐・補助の場合は追加あり・登記手数料(収入印紙)　２，６００円・郵便切手　３，０００円～４，０００円・鑑定料（鑑定が必要になった場合5～10万円であることが多い）※申立書類作成を弁護士や司法書士に依頼する場合は、別途、手数料が必要です。※申立費用は原則、申立人が支払います。申立費用（収入印紙代、切手代、鑑定料）を本人の負担とする旨の上申を行い、家庭裁判所に認められた場合は、申立費用を本人負担とすることもできます。 |

**２　申立て**

　原則として、制度を利用する本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

　　　住所地が『日光市』の場合は、『宇都宮家庭裁判所』へ申立書などを提出します。

　　　　※家庭裁判所のホームページにおいて、手続説明用のビデオ配信を行っています。

※申立書を提出した後は、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

****

**宇都宮家庭裁判所**　　　〒320-8505　宇都宮市小幡1－1－38

🕿０２８－６２１－４８５４（受付）

**３　調査等（１か月程度）**

　　　必要に応じて、家庭裁判所から本人や親族などに直接事情をお聞きすることがあります。

　　　　　※本人の判断能力について、医師による鑑定を行うことがあります。（別途費用がかかります。）

　　　　　　 鑑定を実施した方は全体の約8％程度です。

**４　審　判**

　　　家庭裁判所は、後見等の開始の審判をすると同時に、本人にとって最も適任だと思われる方を成年後見人等に選任します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　

**←家庭裁判所が選任→**必要な場合、

成年後見人 成年後見監督人

保佐人　　　　　　　　　　　　保佐監督人

補助人　　　　　　　　　　　　補助監督人

　　　　　　本人

　　　　　　　　　　　　　 **支援** 　　　　　　 　 **監督**

＋**成年後見監督人等の選任**

予定されている後見事務が複雑困難である場合には、家庭裁判所は、成年後見人等の事務を監督・サポートするため、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）や法人（社会福祉協議会など）を成年後見監督人等に選任することがあります。

**５　成年後見人等としての活動開始（審判から約１～2か月後）**

　　　成年後見人等は、選任後速やかに、面談などを通じて本人の生活の状況や今後の生活上の希望等を確認します。また、銀行等へ必要な届出を行い、後見事務の方針を立てた後、財産目録及び収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出します。

その後は、基本的に毎年1回、裁判所の指定した日までに成年後見人等としての活動状況を報告します。

※成年後見人等であることを証明する「登記事項証明書」は、法務局で取得します。

**後見等の終了　（当初の目的が解決しても終了になりません）**

成年後見人等の仕事は、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、本人がお亡くなりになるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば、保険金受領や遺産分割など）が解決したら終わりというものではありません。

**成年後見人等の報酬　（報酬は家庭裁判所が決めます）**

成年後見人等や成年後見監督人等、任意後見監督人は、家庭裁判所に「報酬付与の申立て」を行った場合には、家庭裁判所の定めた報酬を本人の財産から受け取ることができます。

（家庭裁判所の許可なく本人の財産から報酬を受け取ることはできません。）

ただし、任意後見人の報酬については、任意後見契約で決められた金額となります。

　**報酬の目安**

①成年後見人等の報酬の目安（基本報酬）

|  |
| --- |
| ◇通常の後見事務を行った場合　　　　　 月額２万円ただし◇管理財産額が１千万～５千万以下の場合 月額３万～４万円◇管理財産額が５千万を超える場合　　　 月額５万～６万円◇成年後見人等の事務に特別困難な事情があった場合などには、相当額の報酬が付加されます。◇成年後見人等が複数いる場合は、上記の報酬額が分担する事務の内容に応じて按分されます。 |

②監督人の報酬の目安（基本報酬）

|  |
| --- |
| ◇管理財産額が５千万円以下の場合　　　月額１万～２万円◇管理財産額が５千万を超える場合　　　月額２万５千円～３万円 |

③後見制度支援信託

|  |
| --- |
| ◇銀行等による |

（東京家庭裁判所資料より）

**経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な場合**

**(助　成)**

生活保護受給中であるなど、経済的に下記の費用を負担することが困難な本人・申立て者に対し、日光市が費用の全部または一部を助成します。

✔　家庭裁判所へ支払う申立て費用

　　✔　成年後見人等の報酬

****



|  |
| --- |
| **任　意　後　見　制　度** |

**“本人に十分な判断能力がある”うちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。**



　　　　　　本人　　　　　　　 任意後見受任者　　　　　　　　　　任意後見

　　　　　　　　　　　　　　　 **契約** 　（任意後見人）　　**監督** 監督人

**『任意後見制度』の利用手続きの流れ**

|  |  |
| --- | --- |
| **(1)準備** | ①判断能力が低下した時に備えて、誰に、何を頼みたいか考えます。　例：[誰に]　誰でも、信頼できる人（親族、友人、専門職、社協など）[何を]　財産、生活、保険、医療、介護、住居のことなど②任意後見人として手伝う人（任意後見受任者）を決めます。③任意後見受任者と話し合い、委任する内容と報酬を決めます。 |
| **(2)任意後見契約****（公証役場へ）** | ①任意後見契約は、公証役場で公証人の作成する公正証書によって結びます。（公正証書の内容は東京法務局に登記されます。）【費用】　 ・公正証書作成の基本手数料　１１，０００円・登記嘱託手数料　　　　　　 １，４００円・収入印紙　　　　　　　　　　２，６００円・その他（書留郵便料、正本謄本の作成手数料など）【添付書類（発行から３か月以内）】印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票　②必要に応じて、「**遺言**」や「**見守り契約**」「**任意代理契約（財産管理委任契約）**」「**死後事務委任契約**」などの契約を取り交わします。 |



**本人の判断能力が低下したら・・・**

|  |  |
| --- | --- |
| **(3)任意後見監督人選任の申立て****（家庭裁判所へ）** | 家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行います。【申立てをできる人】本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者【費用】・収入印紙　２，２２０円・郵便切手　３，３００円程度【書類】申立書一式、診断書（成年後見用）、本人情報シート、戸籍謄本(本人)、住民票(本人・受任者)、登記事項証明書(任意後見)、任意後見契約公正証書のコピー、登記されていないことの証明書 など |
| **(4)審理・審判** | 家庭裁判所が審理し、任意後見監督人が選任されます。 |
| **(5)任意後見人の****活動開始** | ①契約内容に基づいて、任意後見人が支援を開始します。②監督人と家庭裁判所が任意後見人の職務を監督します。【報酬】（７ページ参照）任意後見人 →契約時の報酬額を支払います。監督人　　 →家庭裁判所が本人の資産状況を考慮し決定します。 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※任意後見人には、同意権・取消権はありません。

任意後見監督人が選任されて、はじめて

任意後見契約の効力が生じます。

|  |
| --- |
| **後 見 制 度 支 援 信 託** |

後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。

　この仕組みを利用することによって、成年後見人は日常的に必要な金銭を管理することになり、財産管理の負担が軽減されるとともに、家庭裁判所への報告も容易になるメリットがあります。

　　　※後見制度支援信託は、成年後見と未成年後見において利用することができます。（補助、保佐及び任意後見では

利用できません。）

**信託銀行等が管理**

信託財産

**本人の財産①**

**普段は使用しない金銭**

払戻しや解約等には

家庭裁判所が発行する「指示書」が必要

**本人の財産②**

**日常生活で必要な金銭**

**後見人が管理**

日常生活で必要な金銭



　　　　※平成31年4月から、一部の金融機関において、後見制度支援信託と同様の仕組みと

　　　　　なっている後見制度支援預（貯）金の取扱いも行われています。

|  |
| --- |
| **成年後見制度に関するホームページ** |

**●　裁判所　　　　後見ポータルサイト**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 後見ポータルサイト |  | **検　索** |

**https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/**

成年後見制度の利用を検討されている方に向けて、後見制度についての説明や手続の流れ、申立てに必要な書式や資料等を紹介しています。

　宇都宮家庭裁判所本庁及び支部（真岡・大田原・栃木・足利）の取扱い（手続に関する説明）は、下記の検索でご覧になれます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 宇都宮家庭裁判所　後見 |  | **検　索** |

**●　厚生労働省　　成年後見制度利用促進ポータルサイト**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 成年後見制度利用促進のご案内 |  | **検　索** |

**https://guardianship.mhlw.go.jp/**

次のような構成で掲載されています。

○本人・家族・地域のみなさまへ　　　　○自治体・中核機関のみなさまへ

　　　○後見人等のみなさまへ　　　　　　　　○地域の関係機関のみなさまへ

|  |
| --- |
| **成年後見制度に関する関係機関** |

**１　日光市の相談窓口（地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなど）**

　　　　１３ページをご覧ください

**２　成年後見制度利用の手続案内・申立窓口**

＜住所地が日光市の場合＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 宇都宮家庭裁判所 | 所在地 | 電話 | 問い合わせ |
| 宇都宮市小幡1－1－38 | ０２８－６２１－４８５４（受付） | 平日/月～金曜日8：30～17：00 |

**３　任意後見契約に関する相談・手続き**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公証役場　宇都宮公証センター | 所在地 | 電話 | 問い合わせ |
| 宇都宮市大通り4-1-18　宇都宮大同生命ビル７階 | ０２８－６２４－１１００ | 平日/月～金曜日9：30～12：0013：00～17：00 |

**４　申立て代行（弁護士・司法書士）、専門職団体等の相談窓口**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 電話 | 問い合わせ |
| 弁護士 | 栃木県弁護士会 | ０２８－６８９－９００１ | 平日/月～金曜日10:30～12:0013:00～16:30 |
| 司法書士 | 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部（栃木県司法書士会） | ０２８－６３２－９４２０ | 平日/月～金曜日9:00～17:00 |
| 社会福祉士 | 権利擁護センターぱあとなあ・とちぎ（栃木県社会福祉士会） | ０２８－６００－１７２５ | 平日/月～金曜日9:00～16:00 |
| 法人後見 | 社会福祉法人 日光市社会福祉協議会 | ０２８８－２５－３０７０ | 平日/月～金曜日8:30～17:15 |
| 日光市鬼怒川温泉大原2-6「ふじの郷」内 |

|  |
| --- |
| **その他の関連諸制度・機関** |

**○ 日常生活自立支援事業（あすてらす）**

高齢者や障がいのある方々が安心した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に対する相談、情報提供・苦情処理等の援助や、日常生活に必要な金銭管理等の援助を行います。

詳しくは、日光市社会福祉協議会へお問い合わせください。

日光市社会福祉協議会 ／ あすてらす・にっこう

日光市鬼怒川温泉大原2-6「ふじの郷」内

🕿０２８８－２５－３０７０　　月～金曜日（祝日除く）　午前8時30分～午後5時15分

**○ 日光市消費生活センター**

訪問販売などの悪質商法や契約トラブルなど、消費生活に関わる相談

日光市今市412-1　日光ランドマーク３階

🕿０２８８－２２－４７４３　　月～土曜日（祝日除く）　午前10時～午後4時

**○ 日本司法支援センター（法テラス）**

法的トラブルで困ったときのお問い合わせ

**法テラス栃木**

　宇都宮市本町4-15　宇都宮ＮＩビル2Ｆ

🕿０５７０－０７８３１８　　　月～金曜日（祝日、年末年始除く）　午前9時～午後5時

|  |
| --- |
| **日光市の成年後見制度に関する相談窓口** |

本人、家族、福祉関係者などを対象に、個別の事情に合わせ、成年後見制度利用のご相談を

受付します。（相談前に２ページをご確認ください。）

**●　高齢者の相談窓口　　　地域包括支援センターへ**

　　　月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）　午前８時３０分～午後５時１５分

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 相談窓口 | 所在地 | 電話番号（市外局番0288） | 担当地域 |
| 今市西地域包括支援センター | 今市本町１１－４ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊｲﾂﾄﾞﾘｰﾑ107 | ２５－６３７４ | 今市地区の一部 |
| 今市北地域包括支援センター | 倉ヶ崎６０５－７（特養 誠心園内） | ２１－７０８１ | 豊岡地区今市地区の一部 |
| 今市東地域包括支援センター | 根室６０７－５（老健　もりのいえ内） | ２６－６５３７ | 大沢中部地区大沢北部地区塩野室地区 |
| 今市南地域包括支援センター | 板橋２１９０－２（特養　今市ホーム内） | ２５－６４４４ | 大沢南部地区落合地区 |
| 藤原・栗山地域包括支援センター | 鬼怒川温泉大原1406-2（藤原行政センター内） | ７６－３３３３ | 藤原地域栗山地域 |
| 日光・足尾地域包括支援センター | 御幸町４－１（日光行政センター内） | ２５－３２５５ | 日光地域足尾地域 |

※（西）今市地区の一部：小倉町１・2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、桜木町、二宮町、東町、住吉町、東郷町、

相生町、清住町、仲町、春日町1丁目、2丁目、清原町、清原町2丁目、七本桜、平町、原町、

平ヶ崎町、中平町、千本木、緑町、吉沢、室瀬、土沢、栄町、星が丘、杉の沢

※（北）今市地区の一部：瀬川町、朝日町、川原町、大谷向町、材木町、瀬尾、松原町、高畑、高百、ｻﾝﾋﾙｽﾞ瀬尾

※（東）大沢中部：山口、山口二丁目、根室、大沢町第１、大沢町第２、八日市、栃ノ木平、水無、新栄郷第一

※（東）大沢北部：薄井沢、大室、杉の木台、針貝、荊沢、芝山町、森友若杉町、森友、森友北原町

※（南）大沢南部：下猪倉、中猪倉、上猪倉、猪倉新町、猪倉北町、木和田島、平成町

**●　障がい者の相談窓口**

　　　月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）　午前８時３０分～午後５時

【障がい者福祉サービスをご利用されている方】

…各指定特定相談支援事業所(計画作成)の相談支援専門員へ

　【障がい者福祉サービスをご利用のない方またはご家族】

　　　　　　　…日光市障がい者相談支援センター　　　　２２－８５２２

　【『親なき後』に不安のある方】

　　　　　　　…地域生活支援拠点　すぎなみきタウン　　２５－６２９４



（発行）　令和３年（2021年）３月作成

日光市今市本町１番地

日光市役所　社会福祉課　電話０２８８－２１－５１７４

高齢福祉課　電話０２８８－２１－５１００